平成２１年（フ）第５０号
和歌山県日高郡日高町大字荊木52番地の１
債務者　濵口　　泰
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北山　武志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第１号
和歌山県日高郡日高町大字荊木52番地の１
債務者　濵口佐保子
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北山　武志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第１４８８号
北九州市小倉南区徳力団地84番208号
債務者　丸山　定之
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上地　和久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６号
埼玉県本庄市小島１丁目３番８号　プリムローズ201
債務者　林　　貴之
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１１６号
京都府与謝郡与謝野町字温江284―１　グランドウィステリアⅠ号棟、住民票上の住所京都府与謝郡与謝野町字滝801番地１
債務者　塩見　政一
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若松　　豊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第２０５８号
京都市右京区嵯峨朝日町２番地３　嵐山グランドシティ413号
債務者　岩﨑　信次
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木真一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
京都市西京区川島調子町45番地　清水荘
債務者　福田　和夫
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　糸瀬　美保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
和歌山市杉ノ馬場２丁目79番地
債務者　志賀　敏行
１　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　由良　登信
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午前11時35分
５　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１８６号
札幌市西区西野７条５丁目１番21号
債務者　西村　賢志
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三春　裕嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午後３時45分
５　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０号
さいたま市岩槻区大字黒谷2158番地70
債務者　中村　　健
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野木　尚郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
佐賀県武雄市武雄町大字永島14800番地　市営和田住宅34号
債務者　諸石　　誠
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坏　　悠樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月12日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２３号
三重県四日市市三重８丁目120番地
債務者　フジ建設こと　岡野　泰幸
１　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　早川　忠宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３号
愛媛県喜多郡内子町内子1923番地
債務者　宮岡　由子
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　和範
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第５４８号
福井市春日１丁目８番５号　ビブレ春日802、旧住所福井市天池町第37号２番地12
債務者　北村潤一郎
１　決定年月日時　平成22年２月９日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　昌寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５６９号
埼玉県朝霞市浜崎１丁目７番22号　旭ハイツ301
債務者　須田　勝男
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９７号
埼玉県上尾市大字中新井513番地５
債務者　岸野　友美
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１１号
埼玉県桶川市大字倉田194番地の３　倉田団地２―204号
債務者　野口友美恵
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係